

今日の焦点

企業の内部統制システムとIT

本年5月1日に会社法が施行された。わが国には、これまで会社法という法律はなく、商法、商法特例法、有限会社法などの複数の法律を総称して便宜的に会社法と呼んでいたが、これらを抜本的に再編成し、会社法ができあがったわけである。この新会社法は、有限会社をなくしすべてを株式会社とし、資本金1円で会社を創設することができ、M&Aも容易に可能となるなど、これまでの会社法に比べて大きく変わっている。とりわけ、大会社に対して不祥事を防ぐ「内部統制システム」の設置が義務づけられたことが注目に値する。

この内部統制の出発点は、米国の経営者などが組織する団体COSO（トレッドウェイ委員会組織委員会）が、1992年にだした報告書である。この報告書では、内部統制を次のように定義している。

「内部統制は、業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、関連法規の遵守を達成するために、合理的な保証を提供することを意図した、取締役会、経営者、およびそのほかの職員によって遂行される1つのプロセスである。」

そして内部統制の構成要素として、「統制環境」、「リスクの評価」、「統制活動」、「情報と伝達」、「監視活動」の5つをあげ、これらを内部統制を評価する際の基準として位置づけている。すなわち、内部統制システムとは、企業において、違法行為や不正、ミス、エラーなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の

基準や手続きを定め、それに基づいて管理・監視・保証を行うための一連の仕組みである。

この内部統制システムを構築するには、ITによる情報システムが必要不可欠であり、情報システムの完成度がその企業の内部統制システムの質を左右するといっても過言ではない。したがって、各企業はIT統制の成熟度を徹底的に分析し、それを常に向上させることが必要である。そのためには、現状を把握してあるべきシステムの姿との比較を行い、ITリスクの洗い出しと評価を行い、改善策の策定により実施計画書を作成し、これを実施するとともに、規定類を整備してフォローアップをするという一連のサイクルを繰り返し行うことが大切である。

特に情報システムへのデータの输入の正確性が重要であり、権限者の承認なしに業務を進めることができない仕組みを作り、業務遂行の記録を残すことが必要がある。そのためには、業務の記録及びその報告や参照を支援するコンテンツ管理や、ドキュメント管理ツール、不正アクセスや情報漏洩などを防止するセキュリティ製品やアクセス制御システム、会計などの業務システムにおける入力値の正確性を確保するための各種チェック機能を駆使して、システムの信頼性を確保しなければならない。

こうした状況から、ITベンダー各社は相次いで、内部統制構築・強化ビジネス市場への参入を積極的に進めている。先行しているベンダーは、すでにプラット

フォームマネージドサービス、内部統制再構築ソリューションなどのパッケージの提供や、ERPの高度化などを行っており、コンサルティングからシステム構築、運営管理まで一元的に企業の内部統制構築を支援するための体制を確立し、積極的な受注活動を展開している。

米国では1990年代から2000年初頭にかけて大型の会計不祥事が相次ぎ、これを受けて2002年にSOX（サーベンス・オクスリー）法が成立した。日本でも相次ぐ会計不祥事などを防止するため、SOX法にならって会計監査制度の充実と内部統制の強化を求めて、日本版SOX法（企業改革法）が検討されている。今のところ、上場企業に対して09年3月決算期から適用される見通しであるが、各企業はそれまでに財務報告システムを再構築しておくことが必要である。米国ではSOX法対応で1社当たり5億円を要したといわれているが、日本版SOX法対応に、各企業は3億円程度の投資は必要ではないかといわれている。

以上のように、企業が新会社法、さらには日本版SOX法に対応して内部統制システムを確立していくには、事業計画の中枢に信頼性ある情報システムの確立と計画的な拡充を組み込むことが必須である。そのためには、社長をはじめとする企業の経営者は、かつてのように情報システム部門はその技術者に任せきりという企業は淘汰されるということを認識し、情報システムを経営の根幹に据えることが必要である。